

伝染病を発生させないために【飼養衛生管理基準の遵守】

家畜伝染病の防疫は「発生の予防」と「早期発見・通報」、「初動の対応」が最も重要です。このうち、「発生の予防」を実効あるものにするため、家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づき飼養衛生管理基準（以下、「基準」）が定められました。

本基準は、2010年に口蹄疫が発生して甚大な被害をもたらしたことから、2011年に大幅に改正され、畜産農家へのウイルスの侵入防止を日頃から徹底するために、防疫意識の向上、衛生管理区域の設定、毎日の健康観察と異常時の早期通報、埋却地の確保、大規模農場に関する追加措置の新設等について、畜種ごとにより具体的なものとなりました。その後、畜産農家の皆様には、疾病対策について試行錯誤し、ご尽力いただきました。また、「飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表」（以下、「チェック表」）を用いて、毎年定期報告での自己点検と当所の立入りの際の確認と指導を実施してきました。

しかし、2018年に岐阜県において国内では26年ぶりとなる豚コレラが発生しました。発生農場は飼養衛生管理基準を遵守していることになっていましたが、発生事例について分析と検討が行われた結果、①農場の衛生管理基準が適切に設定されていなかったこと、②野生動物等からの病原体の侵入防止のための措置が不十分であったこと、③死体の取扱いが適切に行われていなかったこと、④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期の通報が行われていなかったこと等の問題点が確認されました。

このことから、農場の衛生管理区域内への病原体の持込みを防ぐためには、基準の遵守について、より詳細に実情を把握して、県が農家と内容を共有したうえ、改善の足掛かりとする必要があります。

そこで、2018年12月に本チェック表が新しくなり、より具体的に基準の遵守状況が確認できるようになりました。本年度、当所が立入り巡回する際には、新しいチェック表に基づいて、以下の点について重点的に確認させていただきます。

○適正な衛生管理区域の設定

（畜舎の他、飼料給与、堆肥処理、死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する敷地の全てを衛生管理区域と定めているか）

○衛生管理区域への病原体持込み防止対策状況

（専用衣服・長靴の使用、消毒の実施等）

○野生動物侵入防止対策状況

○死体の取扱い状況

○当所への確実な早期通報について

立入りの際は、今までよりもお時間を頂くこともあると思いますが、しっかりと現状を把握し、さらに皆様に確認内容をお渡しして認識を共有し改善に向けた対応を行うことで、伝染病の侵入防止を図りたいと思います。

今後とも、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。（坪根）